

## 那覇市老人福祉法施行に関する要綱

(平成 25 年 3 月 29 日 健康福祉部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めるものを除き老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。)及び老人福祉法施行規則(昭和 38 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(老人居宅生活支援事業の開始の届出)

第 2 条 法第 14 条の規定による事業の開始の届出は、老人居宅生活支援事業開始届(第 1 号様式)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の変更の届出)

第 3 条 法第 14 条の 2 の規定による事業の変更の届出は、老人居宅生活支援事業変更届(第 2 号様式)により行うものとする。

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出)

第 4 条 法第 14 条の 3 の規定による事業の廃止又は休止の届出は、老人居宅生活支援事業廃止(休止)届(第 3 号様式)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の設置の届出)

第 5 条 法第 15 条第 2 項の規定による設置の届出は、老人デイサービスセンター等設置届(第 4 号様式)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の事業の変更の届出)

第 6 条 法第 15 条の 2 第 1 項の規定による事業の変更の届出は、老人デイサービスセンター等事業変更届(第 5 号様式)により行うものとする。

(老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出)

第 7 条 法第 16 条第 1 項の規定による廃止又は休止の届出は、老人デイサービスセンター等廃止(休止)届(第 6 号様式)により行うものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置の認可申請)

第 8 条 省令第 3 条第 1 項に規定する認可の申請書は、養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)設置認可申請書(第 7 号様式)とする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの事業の開始の届出)

第 9 条 法第 15 条第 4 項の規定による認可を受けた施設の長は、その事業を開始したときは、速やかに養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)事業開始届(第 8 号様式)により市長に届け出るものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの事業の変更の届出)

第 10 条 法第 15 条の 2 第 2 項の規定による届出は、養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)事業変更届(第 9 号様式)により行うものとする。

(養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止又は休止等の認可申請)

第 11 条 省令第 5 条の規定による廃止又は休止若しくは入所定員を減少又は増加の認可の申請は、養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止)等認可申請書(第 10 号様式)により行うものとする。

(改善命令による措置結果の報告)

第 12 条 社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、法第 19 条第 1 項の規定により施設の設備又は運営の改善を命じられたときは、これに基づいて採った措置について、措置結果報告書(第 11 号様式)により、その処分を受けた日から 30 日以内に、市長に報告するものとする。

(有料老人ホームの設置の届出)

第 13 条 法第 29 条第 1 項の規定による設置の届出は、有料老人ホーム設置届(第 12 号様式)により行うものとする。

(有料老人ホームの変更の届出)

第 14 条 法第 29 条第 2 項の規定による変更の届出は、有料老人ホーム事業変更届(第 13 号様式)により行うものとする。

(有料老人ホームの廃止又は休止の届出)

第 15 条 法第 29 条第 3 項の規定による廃止又は休止の届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届(第 14 号様式)により行うものとする。

(軽費老人ホームの設置経営の届出等)

第 16 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 62 条第 1 項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出は、軽費老人ホーム設置届(第 15 号様式)により行わなければならない。  
2 社会福祉法第 62 条第 2 項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可申請は、軽費老人ホーム設置許可申請書(第 16 号様式)により行うものとする。

(軽費老人ホームの変更届出等)

第 17 条 社会福祉法第 63 条第 1 項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出は、軽費老人ホーム事業変更届(第 17 号様式)により行わなければならない。  
2 社会福祉法第 63 条第 2 項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、軽費老人ホーム事業変更許可申請書(第 18 号様式)により行うものとする。

(軽費老人ホームの廃止の届出)

第 18 条 社会福祉法第 64 条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出は、軽費老人ホーム廃止届(第 19 号様式)により行うものとする。

(準用)

第 19 条 第 12 条の規定は、社会福祉法人その他の者が社会福祉法第 71 条の規定により必要な措置をとるべき旨を命ぜられた場合に準用する。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

第 12 号様式（第 13 条関係）

有料老人ホーム設置届

年 月 日

那覇市長 宛

住 所

設置者 法人名

氏 名

(名称及び代表者氏名)

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により次のおり届け出ます。

施 設	名 称			
	所 在 地		※階数まで記載すること。	
	建 物	規 模		
		構 造		
	設 備	種 類		
数 量				
事 業 開 始 予 定 年 月 日				
設 置 者	法 人 名			
	住 所			
施 設 管 理 者	氏 名			
	住 所			
施 設 の 運 営 方 針				
入 居 定 員 及 び 居 室	入 居 定 員	人	居 室 数	室

有料老人ホーム事業変更届

年 月 日

那覇市長 宛

住 所  
法人名  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)

有料老人ホームの届出事項を変更したので、老人福祉法第29条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 年 月 日		年 月 日
変 更 理 由		
添付書類 定款その他の基本約款の変更の場合にあっては、その変更後の定款その他の基本約款及び変更に係る部分の新旧対照表		

第 14 号様式(第 15 条関係)

<p>有料老人ホーム廃止（休止）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: center;">住 所 法人名 氏 名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>有料老人ホームを <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 したいので、老人福祉法第29条第3項の 規定により次のとおり届け出ます。</p>	
事業開始年月日	年 月 日
施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
廃止（予定） 年月日	年 月 日
休止 予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
廃止又は休止の理由	
入居者の処遇	
財産の処分方法 (廃止した場合)	